

Lプラスプランの違約金の変更に伴う電気需給約款の改定に関するお知らせ

＜契約条件に係る変更＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2026年2月1日付にて電気需給約款（高圧）の内容を改定し、その内容の一部を変更することといたしました。本書はご契約お申込み時にお送りしている申込確認書および重要事項説明書とあわせて、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■変更の内容

当社では、電力の長期的かつ安定的な電力サービスの提供に向け、契約条件の適切な維持管理を行っております。

このたび、以下のとおり改定することといたしました。

第9条（契約の期間）4項 高圧ダイレクトプラン Lプラス / 高圧フラットプラン Lプラス (中途解約の違約金に関する条項)

改定前	<p>更新月（供給開始月（※1）から起算して36ヶ月目およびその翌月を指す。）での解約の場合を除き、解約日が属する月を1ヶ月目とし、電力需要者の契約種別に応じた直近3ヶ月分の月額電気料金の金額（※2）を合算した額を支払うものとする。</p> <p>なお、当該3ヶ月の算定にあたっては、「1ヶ月未満の利用期間」または「使用電力量がゼロの月」は除外し、除外した月数分更に遡って計算することとする。ただし、「1ヶ月未満の利用期間」または「使用電力量がゼロの月」を除外した結果算定月数が3ヶ月分に満たない場合は、除外されていない月のうち直近のものに必要な数値を乗じ、合計3ヶ月分となるよう調整する。「1ヶ月未満の利用期間」または「使用電力量がゼロの月」を除外したことにより算定期間がゼロとなる場合には、直近の期間に3を乗じて合計3ヶ月分とする。</p>
改定後	<p>＜経過月数が12ヶ月以上の場合＞</p> <p>更新月（供給開始月（※1）から起算して36ヶ月目とその翌月を指す。）での解約の場合を除き、当該解約日が属する月を1ヶ月目とし、電力需要者の契約種別に応じた直近12ヶ月分の基本料金の金額（※2）を合算した額を支払うものとする。</p> <p>＜経過月数が12ヶ月未満の場合＞</p> <p>更新月（供給開始月（※1）から起算して36ヶ月目とその翌月を指す。）での解約の場合を除き、〔経過期間における基本料金の金額（※2）の合計額 + 解約日が属する月における基本料金の金額（※2）×（12ヶ月 - 経過月数）〕の算式により算定される金額を支払うものとする。</p>

本書変更に伴い、お客さまにご対応いただく事項はございません。

変更内容についてご不明点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）